

事業継続力強化支援計画の概要

実施者名	鹿屋商工会議所（法人番号 1340005006627） 鹿屋市（地方公共団体コード 462039）
実施期間	令和8年10月1日～令和13年9月30日
目 標	＊地区内小規模事業者に対し災害リスクや感染リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。 ＊発災時における連絡体制を円滑に行うため、鹿屋商工会議所と鹿屋市、更にはかのや市商工会との間における被害情報報告ルートを構築する。 ＊発災後、速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制や関係機関との連携体制を平時から構築する。
事業内容	1. 事前の対策 自然災害等によるリスクやその影響、新型インフルエンザ等対策について、本計画との整合性を整理し、発災時等に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。 2. 発災後の対策 (1) 応急対策の実施可否の確認 発災後の職員の安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況等を共有する。 (2) 応急対策の方針決定 被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決定する。 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 鹿屋商工会議所と鹿屋市は、自然災害等発生時に地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 ・相談窓口の開設方法について、鹿屋商工会議所と鹿屋市とで相談する。 ・鹿屋商工会議所は、安全性が確認された場所において相談窓口を設置する。 ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。 ・応急時に有効な被災事業者施策について、地区内小規模事業者等へ周知する。 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 ・鹿児島県の方針に従って、鹿屋商工会議所と鹿屋市とで復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し円滑な支援を行う。 ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他地域からの応援派遣等を鹿児島県や(一社)鹿児島県商工会議所連合会・鹿児島県商工会連合会等に相談する。
連絡先	・鹿屋商工会議所 中小企業振興部 〒893-0015 鹿児島県鹿屋市新川町600番地 TEL: 0994-42-3135 / Fax: 0994-40-3015 E-mail: kanoya@kanoya-cci.or.jp ・鹿屋市 産業交流部 産業政策課 商工政策係 〒893-8501 鹿児島県鹿屋市共栄町20番1号 TEL: 0994-31-1164 / Fax: 0994-40-8688 E-mail: syoukou@city.kanoya.lg.jp

